

契約書番号	
-------	--

保守契約書

保守契約書

(以下甲という)と日本パーソナルコンピュータ株式会社
(以下乙という)は、下記の装置(以下本装置という)の保守に関し、次のとおり契約を締結します。

1. 本装置の名称: J X 明細は別表-Iの
および数量: とおりとします。
2. 据付場所:
3. 保守料金: 年額 円 明細は別表-Iの
(消費税は含まず) とおりとします。
4. 保守開始日: 平成 年 月 日

第1条 (目的)

甲は、本契約で定める保守業務(以下「本保守サービス」という)を乙に委託し、乙はこれを受託するものとします。

第2条 (保守の対象及び内容)

1. 本保守サービスの対象機器は、別表-Iに定めるとおりとします。
2. 本保守サービスの内容は、次のとおりとします。
 - (1) 予防保守
本装置の正常な稼動を維持するために、別表-Iで定める回数で点検調整作業を行います。尚、予防保守実施日に近接した日時に修理保守を実施した時は、甲の了解を得て、次回の予防保守を合わせて行う場合があります。
 - (2) 修理保守
本装置に故障が発生した場合は、甲の要請により乙はできるだけ速やかに保守員を派遣して修理を行うものとします。

第3条 (除外作業)

次の業務・作業は、本保守サービスの範囲に含まれないものとします。

- (1) 第4条に定める時間帯及び期日以外の保守サービス
- (2) 本装置の移設および撤去に関する作業
- (3) 本装置の日常の清掃、点検作業
- (4) オーバーホール
- (5) 消耗品の供給
- (6) 天災、火災その他乙の責に帰すことのできない原因により生じた故障の修理
- (7) 本装置の取り扱い説明書に基づかない使用環境、取り扱いによる故障の修理

- (8) 乙以外の者が作成したプログラムに起因する事故・故障の調査および対策
- (9) 消耗品及び記録媒体の不良等による故障の修理

第4条 (保守作業時間帯)

本装置の保守は、平日(月～金)の午前9時から午後5時までとします。ただし国民の祝祭日及び乙の定める休日、年末年始は保守時間帯に含まないものとします。

第5条 (保守料金)

本装置の保守料金は頭記記載の金額とします。
尚、経済情勢の変化等により甲乙協議の上、これを変更できるものとします。

第6条 (支払)

1. 乙は、契約月の末日までに規定の保守料金を甲に請求するものとし、甲は乙の発行する請求書に記載された期日までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとします。
2. 第14条に基づき本契約が延長される場合は、乙は延長される期間の前月末日までに規定の保守料金を甲に請求し、甲は乙の発行する請求書に記載された期日までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとします。また、第14条の修理受付終了日までの期間が1年に満たない場合は、乙は保守料金を12で割った金額に本保守サービスを実施する月数を乗じた金額を甲に請求し、甲は乙の発行する請求書に記載された期日までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとします。
3. 本条第1項、第2項以外の保守料金および第8条に定める費用については、その都度、乙は甲に請求し、甲は乙の発行する請求書に記載された期日までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとします。

第7条 (支払遅延損害金)

甲の責に帰すべき事由により保守料を支払約定日に支払うことができなかった場合、乙は甲に対し、支払約定日の翌日より支払いの日までの日数(以下「支払遅延期間」という)に応じて、当該保守料に対し年利8.25%を乗じた金額を支払い遅延損害金として請求できるものとします。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により支払約定日に支払うことができない場合には、当該事由の継続する期間は支払遅延期間に算入しないものとします。

第8条 (部品の交換)

保守作業の実施に際し部品の交換が必要な場合、乙は別表-Iに定める契約タイプ規定に基づいて、甲に部品代金を請求するものとします。

第9条 (保守要員)

乙は、保守実施については乙の従業員あるいは乙の指定する業者に委託することができるものとし、乙は当該委託業者に対し、本契約に規定する乙の義務が遵守、履行されるよう管理するものとします。

第10条 (立入権および機密保持)

1. 第9条に規定する保守員は保守のため本装置の据付場所に甲又は甲の顧客の了解を得て立ち入ることができるものとします。その際、甲又は甲の顧客の事業所の諸規則を遵守するものとします。
2. 乙は、本契約期間中及び契約終了後においても、前項の立ち入りにあたり知り得た甲及び甲の顧客の業務上の機密は、これを公開もしくは第三者に漏洩しないものとします。
3. 甲及び乙は、本契約期間中及び契約終了後においても、本契約の内容及び本保守サービスに関して相手側から提供を受けた資料、情報、本保守サービスに関して知り得た情報の内機密情報に該当するものを、公開もしくは第三者に漏洩しないものとします。
4. 前2項にかかわらず、次の情報及び資料については前2項に基づく取扱を要しないものとします。
 - (1) 既に公知・公用のもの。
 - (2) 開示・提供を受けた後、自己の責によらず公知・公用となったもの。
 - (3) 開示・提供を受けた時点で、既に自ら所有していたことを立証し得るもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく入手したもの。
 - (5) 開示・提供を受けた後、開示・提供された情報及び資料と関係なく、独自に創出したことを立証し得るもの。
 - (6) 管轄官公庁の要求又は法令に基づき開示されるもの。
5. 本契約において機密情報とは、本保守サービスの遂行に関連して、甲又は乙が機密表示を付して開示する全ての情報をいいます。機密表示とは、書面(電子書面を含む)にて開示する場合には機密である旨の表示をいい、口頭等書面以外の方法で開示する場合には開示の際に機密である旨を明示し、開示10日以内に当該情報を書面にて相手方に提示する事をいいます。

第11条 (据付場所の移転)

甲は、装置を移転または移設しようとする場合は、予め書面で乙に通知するものとします。

第12条 (契約の解除)

1. 甲または乙に、次の一つでも該当する事由が生じた場合は、相手方は直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 仮処分、仮差押、差押もしくは競売の申請、破産、民事再生、会社整理、もしくは会社更生の申し立てがあったとき、または清算に入ったとき。
 - (2) 租税公課を滞納して保全差押を受けたとき。
 - (3) 支払を停止したとき。
 - (4) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
 - (5) 資産、信用、または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められるとき。
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消し、または停止の処分を受けたとき。
 - (7) 本契約に定めた条項に違反したとき。
 - (8) 本契約を履行せず、相手方から相当な期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき。

2. 乙が前項各号の一つに該当することにより本契約が解除された場合には、乙は保守料金を12で割った金額に、残余月数（解除日までの契約月数を12ヶ月から引いたもので、1ヶ月未満は1ヶ月と換算する）を乗じた金額を甲に返還するものとします。
3. 甲が前項各号の一つに該当することにより本契約が解除された場合には、第13条に準じるものとします。

第13条 （中途解約）

甲の都合により本契約を期間途中で解約した場合、残日数の如何にかかわらず保守料の返戻はしないものとします。

第14条 （有効期間）

本契約の有効期間は、保守開始日より1年間とします。ただし期間満了の3ヶ月前までに甲または乙からの文書による契約解除通知がない場合は、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了毎この例によるものとします。ただし、弊社の定めた各機器の修理受付終了日を契約期間の最終日とします。

第15条 （特約条項）

甲乙の合意により別途書面による特約条項がある場合には、その特約は本契約条項に優先して適用するものとします。

第16条 （損害賠償）

甲又は乙は、本件業務を履行しないこと、又は第12条第1項各号のいずれかに該当したことにより、相手方に損害を与えた場合、甲乙協議の上、本契約に定める保守料金の相当額を上限として、損害賠償責任を負うものとします。ただし、当事者の責に帰することができない事由から生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、損害賠償責任を負わないものとします。

第17条 （協議）

本契約に定めのない事項および本契約条項に定められている事項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議の上円満に解決するものとします。

第18条 （合意管轄）

本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所をもって管轄裁判所とします。

本契約締結の証しとして本書2通作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有します。

平成 年 月 日

甲

乙 東京都新宿区西新宿3-2-11
日本パーソナルコンピュータ株式会社
代表取締役 服部 隆彦

別表－ I

機器名	製造番号	数量	年間予防 保守回数	契約タイプ	年間保守料金
		1台	年1回	タイプ	
合計					

(消費税は含まず)

*** 契約タイプ規定**

Aタイプ＝単価1万円以上の部品代金は別途有償。

Bタイプ＝磁気ヘッド代金は別途有償。その他の部品代金は保守料金に含む。

Cタイプ＝全ての部品代金は保守料金に含む。